

以下の文を、国のNPO及び雇用所管部局、政党、関係国会議員にお送りしました。 2003.1.7

## NPO団体が人を雇用した場合の 雇用助成金制度の創設をお願いします

NPO団体（特定非営利活動法人）が人を雇用（本会の場合パート雇用）した場合、雇用助成金制度の創設をお願いします。本会はこのほど新規事業を行うために、初めてコーディネーターのパート雇用の求人をハローワークに申込みし、幸い1人雇用させていただきましたが（1週間で22人もの面接申込みがあり驚きましたが）、そのような雇用助成制度がないことを知って驚きました。

NPOが雇用の受け皿になりうるとの論議が以前よりあって、NPO法が出来て、支援税制（全く不十分な内容ではありますが）も出来ているのに、NPO団体の雇用をサポートする雇用制度が全くないのは何故なのでしょう。

高齢者などの雇用助成金はありますが、NPO雇用助成制度の創設があれば、失業者の雇用拡大になるし、NPOの育成にもなるし、社会的に益が多いように思います。

平成11年（1999年）度に、国の雇用対策で、緊急地域雇用特別交付金という雇用対策が作られ（あと2年間は続くと思いましたが）、毎年多額の税金が、都道府県と市町村を通して使われ続けていますが（NPO団体にも一部委嘱があるようですが）、これには大きな欠陥があって、何故是正されなのか今も不思議に思っています。

雇用期間が6ヵ月で継続不可なので（職種を変えればもう半年だけ継続可能に是正されたとのことではありますが）、雇用する側は全く構わないのですが、被雇用者にすれば安定雇用には全くなっておらず、いわば使い捨ての雇用であり、まともな雇用対策とはほど遠い現状です。被雇用者の人材育成にもなっていませんし、雇われる側の生活安定に何の配慮もしない雇用対策なんて間違っているのではないのでしょうか。

その税金の1%でも、NPO団体が人を雇用する場合の助成に回せば（例えば1/3助成）、NPO団体の育成はもちろん、被雇用者の人材育成と安定雇用になり得るし、NPOも雇用継続に努力して雇用拡大につながることに間違いのない、と思います。

大阪市は、NPO団体等の家賃の1/3助成を昨年から行っていて（確か横浜市とかも）、良い制度だと思います（助成は3回だけですが）。雇用についてもNPO雇用助成は必ず実り大きい制度だと思うのですが。是非、国会において実態を論議し、失業者の雇用安定とNPO団体の育成に必ず寄与の大きい本提案を採り上げ、是正していただけますようお願い申し上げます。

平成15年（2003年）1月7日

特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会

〒540-0004 大阪府中央区玉造1-21-1-702 Tel, Fax06-6765-5020